

1 (仮称) 余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業

2 環境影響評価準備書に係る公聴会 議事概要

- 3
- 4 1 日 時 令和5年1月7日(土) 13:30～15:45
- 5 2 場 所 長浜市役所 本庁舎 多目的ルーム(長浜市八幡町)
- 6 3 出席者 議長(環境政策課長)、公述人8名、傍聴者45名(Web 22名、会場 23名)
- 7 ほか

8 4 内 容

9 株式会社グリーンパワーインベストメント(東京都港区)が、滋賀県長浜市および福井
10 県南越前町境で計画する、標記事業の環境影響評価準備書または見解書に対して環境保
11 全の見地からの意見を述べることを希望する公述人を募集したところ、8名の方から公
12 述の申出があった。このため、当該8名を公述人と選定し、公聴会を開催したところ、各
13 公述人の意見の概要は以下のとおりであった。

14 なお、意見の一部については、個人情報保護の観点から、個人が特定されない記述とし
15 ている。

16

17 【公述人1】

18 私は、3年ほど前に大阪市から余呉町に越してきました。定住して、四季折々の自然豊
19 かな地域の文化や歴史を日々楽しんでいます。山歩きが好きで、大阪にいた頃はダイヤモ
20 ントトレイルや六甲山の縦走、京都の東山や北山のトレイル等をしていました。今は身近
21 にある山めぐりが楽しみです。

22 昨春秋、栃ノ木峠から音波山を経て下谷山までの尾根筋を歩きました。登り始めのブナ
23 林の紅葉もきれいでしたが、音波山周辺の尾根筋から眺める山腹一帯を覆うブナの紅葉
24 は見事でした。尾根筋には樹齢50年～60年程度のブナの若木が互いに競い合うように林
25 立しています。地面を踏みしめて歩きながら、母樹と思われる大径木を見つけるたびにブ
26 ナ林の奥深さに引き付けられました。大径木の樹幹を多様な地衣類が覆い、小鳥や小動物
27 がねぐらにするような樹洞もたくさん見られました。自然倒木した樹幹にはナメコ、ヒラ
28 タケなど自然の恵みが沢山ありました。

29 尾根筋の平地のくぼみには水たまりもあり、シカやイノシシ、クマ等大型哺乳類の水浴
30 びの跡や糞も数多く見られました。植生遷移でいう極相のブナ林が50年後、100年後に
31 もこのまま成長し、多様な生物を育む森林として私たちの子孫を心豊かに楽しませてく
32 れるよう残ってほしいと心から願います。ぜひ多くの皆さんに現地を見ていただきたい
33 と思います。

34 本論です。主に2点述べます。1つは今回の風力発電所建設が、尾根筋の生態系破壊、
35 大音波谷川および高時川への土砂流入、濁水に及ぼす影響について詳細で客観的・科学的
36 な調査報告をお願いしたいという点です。イギリスではブナ林を「森の母」、「森の医者」

1 とも呼ぶそうです。音波山尾根筋から、福井県側、滋賀県側に広がるブナ林を一度でもご
2 覧になった方なら、ここに生態系を破壊しかねない人工物を建設することの無謀さを
3 理解いただけると思います。県の審査会での専門家からの質問や、準備書に対する住民意
4 見への回答では、事業者は「事後調査で確認する」、「必要な限り」、「詳細は未確定」など
5 環境への影響についてきちんと言及していない回答が目立ち、環境・生態系破壊への不安
6 を払拭しきれません。事後調査の詳細、方法やその評価による対策について説明がされて
7 いません。必要な限りということは言い方を変えれば、「工事を進めるうえで障害になる
8 ものはすべて排除の対象とする。」とも解釈できます。何百年、何千年もの時間をかけて
9 成熟してきた生態系を破壊することの未来に対する説明責任と覚悟を真摯に求めます。

10 ベルク余呉スキー場跡地は、アクセス道路も含め乱暴な開発と長年にわたる跡地の放
11 置により高時川への土砂流入の原因の一つとなっています。河床に土砂が堆積し、水域魚
12 類の生態系破壊だけでなく、昨年8月の豪雨では高時川が氾濫し、中河内地区や丹生地区
13 で家屋浸水や田畑冠水を引き起こしたことは記憶に新しいことです。尾根筋の地表を開
14 発することは尾根筋を乾燥させ、水源涵養力の元である地中微生物を含む植生を破壊し、
15 山肌全域の生態系に悪影響を及ぼすことが懸念されます。

16 対象区域の尾根筋は場所によっては人が一人通れる程度の幅しかなく、両側は谷筋ま
17 で続く急峻な斜面です。重量物を運搬できるような地盤を整備して6m幅もの道路を建
18 設することが尾根をどれだけ削り崩すのか、削り出した土砂の崩落防止工事が山肌にと
19 どういう影響を及ぼすのか説明はされていません。事前調査のために現在開削されている
20 簡易道路で伐木の跡、雨水で削られた道や斜面を見ると本格工事がどれだけ広範囲にか
21 かつ不可逆的に生態系を破壊するのか不安になります。地中微生物に及ぼす影響、尾根筋両
22 側斜面の生態系に及ぼす影響について一時的なものはもちろんですが、むき出しにされ
23 た裸地が長い年月の間に周囲の生態系にもたらす影響について予測・説明いただきたい。
24 事業者は半世紀前に伐採された場所に再生したブナ林を代償植生として天然林と区別し、
25 ここに発電設備を建設しようとしています。しかし、こうした平地には湿地もあります。
26 湿地があり、そこに生物がいることも事業者は説明していません。当然その保護につい
27 ても示されていません。また、一帯が連続的にブナ林であり続けたことが事業予定地の植
28 生・生態系を守ってきたという重要な現実があります。代償植生だから切り倒し、地表を
29 削り崩しても良いはずがありません。植生の分断は生態系破壊の引き金になります。植生
30 分断の影響予測について説明を尽くすよう、県が事業者に強く働きかけることを願いま
31 す。

32 もう1点は私たちが持つ科学と技術の力を過信せず、謙虚に自然と向き合うことが重
33 要だという点です。東日本大震災時の原発事故を持ち出すまでもなく絶対安全・安心とい
34 うことはあり得ません。近年、山肌での太陽光発電設備装置による土砂の流出や崩落事故
35 が全国各地で頻発しており、森林開発に関する法規制が改正されました。また設置面積に
36 関する規制強化が今でも議論されているようです。何百年、何千年を経て出来上がった森

1 林の生態系が、営利目的開発によりたった数年で不可逆的に破壊され、周辺地域に災害を
2 もたらすリスクをはらむようになっていきます。残念ながら法規制は悲劇を契機として改
3 正されることがほとんどです。

4 稜線や斜面、林地の伐木を含む土木工事が山肌や谷筋流域の環境・生態系にどのような
5 影響を及ぼすのかまだまだ経験も少ないです。現在でも、全国各地で各種伐採方法が林地
6 保全にどのような影響を及ぼすのか実地での実験が続いています。原状回復に数百年数
7 千年かかる生態系の破壊の可能性について、科学的見地が及ばない場合にはぜひリスク
8 を避けていただきたいと願います。

9 現在の環境影響評価手続きは、基本的に開発事業者が事業を推進するための手順を定
10 めたものです。開発事業者は指針に従って行政の指導を受けながら遵法的に手続きを踏
11 んだと主張すれば、事業者責任は免れます。調査は第三者機関によるものではなく開発事
12 業者に委託された営利業者によるものです。受託業者は顧客である開発事業者の立場で
13 事業実施をサポートします。万一、生態系の不可逆的な破壊が起きたとしても遵法的に手
14 続きを踏んだということで責任を免れる仕組みです。今回の環境影響評価はまさに手続
15 き通りにすればよいという事業者の傲慢な姿勢を感じます。昨年8月の豪雨は事業者が
16 県の審査会で説明している豪雨の予測を超える雨量でした。すでに想定外のことが、現実
17 が起きているのに計画を変更したという情報は伝わって来ていません。自然の破壊力に
18 対する謙虚さが見受けられません。事業者が向き合うべき相手は認可権限を持つ行政で
19 はなく守られるべき自然・生態系のはずです。淀川水系の最上流、水源である高時川の環
20 境生態系の保護は、琵琶湖を水瓶として依存する近畿圏に住む方々を含む問題です。今を
21 生きる方々にとどまらず、これから生まれてくる未来の方々にとっても問題です。現在の
22 認可手続きでは、そうした方々の意見は求められず地元住民しか相手にしません。ローカ
23 ルな話題は全国的メディアには取り上げてくれません。風力発電所の建設計画が持ち込
24 まれている地域間での情報交換、経験交流も進んでいません。情報量で優位な事業者は、
25 情報を都合よく使って地元や関係行政を説得します。今一度、生物多様性を保持するた
26 めの自然エネルギーの開発事業者だという原点に立ち返り、工事対象区域の将来にわたる
27 生態系への影響、さらに近畿圏の生活経済の要の琵琶湖の源流にある高時川水系の保全・
28 防災について客観的・科学的に調査がなされるべきです。県は環境影響評価を中途半端に
29 終わらせることを許さず、環境保全に万全を尽くすべく調査等の徹底を事業者に求めて
30 ほしいと思います。

31 もう一つの懸念事項です。撤去費用は運転期間中に積み立てるとありますが、そこには
32 破壊される生態系の回復費用は含まれていますか。また、万が一事業継続不能になった場
33 合の債務の返済義務としては優先順位が低い。これは経済原則です。他の債務に優先的に
34 流用されるのではないのでしょうか。ここにもこの開発事業者のその場しのぎの説明姿勢
35 が表れています。原状回復責任の所在とその具体的方法についてもこの段階で県が事業
36 者に明確にさせることが重要だと考えます。

1 白神山地のブナ林は 70 年代 80 年代に持ち上がったスーパー林道、大型林道の開発計
2 画を断念させたことで保全され、日本初の世界自然遺産に登録されました。音波山一帯に
3 広がる素晴らしいブナ林を残すことはそれに匹敵することだと思います。客観的・科学的
4 説明を尽くし、危ないところはリスクを開示する姿勢を開発事業者にいま一度求め、本開
5 発計画の抜本的見直しを求めることをお願いしたいと思います。

7 【公述人 2】

8 福井県、滋賀県、岐阜県にまたがる三国岳から西に栃ノ木峠まで脈々と続くブナを中心
9 とする自然豊かな尾根筋を改変し風車を立てるという事業は、明らかに暴挙であるその
10 ことを、強くまず私は、知事に申し上げたいと思います。

11 事業者は、準備書や見解書において、影響を可能な限り低減させることで極力水源機能
12 を阻害しないよう留意したと回答していますが、「可能な限り」、「極力」といった表現そ
13 のものが非常にあいまいであり、事業者の不誠実を表しています。本事業が水源機能を阻
14 害する事業であることは事業者も認めているということです。水源機能を阻害する事業
15 を直ちにやめるべきと私は強く言いたいです。

16 また、「風力発電設備の基礎が、山地上部で水脈を分断して大地の通気浸透機能を損な
17 うことで山全体が乾燥し、その影響が流域だけでなく広域に及ぶ」との意見に対しても、
18 事業者は、「風車の基礎の面積は 400m² で局所的で、その周囲から雨水は浸透していくた
19 め風車の基礎が水脈に悪影響を与えているとは考えていません。」と回答しておられます。
20 そのように回答されるならばその事実を示していただきたい。青森県を例として挙げて
21 おられますが本事業計画と同規模なのか。規模や環境が違えば例として意味をなさない
22 と思います。その辺も知事はじっくりと考え、おかしいと思っただきたい。

23 土砂流出の対策を沈砂池の設置、排水施設整備、法面緑化、土砂流出防止柵設置等の計
24 画といとも簡単に対策が説明されていますが、その内容には疑問を呈さざるを得ません。
25 ここからも事業者の誠実さに欠ける態度は明々白々であります。今回の事業で土壤微生物
26 が環境への影響の結果、急速に山全体の荒廃を招くという意見もありますが、それに対
27 して、その事実を把握していないという回答にとどまっており、「引き続き最新の知見や
28 情報等の収集に努めてまいります。」と締めくくられています。事実が証明されれば事業
29 者はどうするかという点については回答にはありません。その辺の不誠実さについても
30 知事はしっかりと受け止めていただきたいと思います。

31 次に植物に関わる環境保全措置について、例えばサルメンエビネなどの希少種は、工事
32 前に移植を行い、保全を行うとされていますが、どこにどのような方法で移植を行うのか
33 定かにされていません。移植の成功確率はどのくらいと見込んでいるのかも明記されて
34 いません。仮に移植が成功したとしても、それを元の尾根に戻すのか、戻してそこで順調
35 に生育すると見込んでいるのか。その確率も記述されていません。当たり前です。たぶん
36 移植が成功すると思っていないのです。移植が成功しなければ、失敗に終わったと調査に

1 終止符を打つのがこの事業者だと思います。

2 また、シカの食害について、定期的にシカの捕獲を行うことで、対象事業区域及びその
3 周囲のシカの生育密度を増やさないようにするとありますが、その具体的な計画は示さ
4 れていません。地元の方とどんな相談をされたか、どのようなアドバイスを受けたかも記
5 述されていません。というのも当然示せないほど近年のシカ害は深刻なのです。私も朽木
6 の山を歩きながら、このシカ害の深刻さを嫌というほど見せつけられています。稜線全体
7 をシカよけ柵で覆うとでも考えられているのか。そのような不可能なことを可能なこと
8 のように説明されている事業者の不誠実さは明々白々であります。

9 ブナ林は、多様性という言葉では表現できないほど命の恵みにあふれた森です。ブナ林
10 を構成する低木、それらの花や蜜を求めてやってくる小動物の活動。その小動物を餌とす
11 る猛禽類。土中でつながる菌根菌や微生物。水と空気が円滑に供給・循環し調和し共生す
12 る健康な森。このバランスを破壊する風力発電事業。いかに改変面積を低減させようとも、
13 どんな策を講じようとも、重大な環境への負荷は回避できません。その結果、これまで豊
14 かなブナの森で暮らしていた猛禽類も小動物も植物も消え、裸地となった稜線から土砂
15 崩れが起こり、洪水が起こり、下流にも重大な影響を与えることとなるでしょう。そう
16 ならないためには事業中止しかありません。この事業の中止を私は切に知事に求めます。

17 最後にベルク余呉スキー場が行ったグレンデの造成工事は、普通河川を埋め立てると
18 いう長浜市の法定外公共物管理条例に違反しているのではないのでしょうか。事業者が引
19 き受けられた是正工事に関しては、長浜市とも協議し、長浜市の法定外公共物管理条例に
20 沿った工事にする必要性を指摘して公述を終わります。

21 22 【公述人3】

23 私は漁業協同組合の組合長をしています。長浜市木之本に住んでおり、高時川の中流に
24 当たる地域に住んでおり、毎日、河川を見ているのですが、今日も河川はモスグリーンに濁っ
25 ていました。河川の濁りが今年の夏から発生しており、漁協としても非常に苦しんでおり
26 ます。今日は3点に絞って意見を述べます。

27 1点目は、事業者が事業予定地の一部であるベルク余呉スキー場跡地で行っている、林
28 地開発許可基準違反の是正工事の完了が、風力発電事業を進める上での大前提であるこ
29 とです。事業予定地を含む高時川流域において、昨年8月4日～5日にかけて、過去に例を
30 見ない豪雨と出水が発生し、甚大な被害が発生しました。この出水以降、高時川の濁水は
31 おさまることなく現在も続いています。少雨であってもベルク余呉スキー場跡地を含む
32 源流部より、濁水の発生が確認されています。事業者は、事業予定地の一角の、ベルク余
33 呉スキー場跡地の土砂流出防止対策を目的とした是正工事を実施されてきましたが、今
34 回の豪雨により対策は振り出しに戻った状態にあり、再工事計画は今後の関係機関との
35 協議に委ねられていると聞き及びます。是正工事は、今後も起きうる豪雨と出水に耐え得
36 る頑強なものでなければならぬと考えます。準備書に記載されているような、沈砂池の

1 設置、排水路の整備、フトン籠の設置といった一般的、応急的な対策によって濁水が完全
2 に止められるのか甚だ疑問です。専門家等の知見を踏まえ、大音波谷川の濁水を完全に止
3 めるだけの本格的な大規模対策が無いと、いつまで経ってもこの濁水問題の解決が見通
4 せないと考えています。この是正工事が完全に履行されることが、本風力発電事業実施の
5 大前提となるべきです。本体工事に優先して、濁水対策の解決に当たっていただきたいと
6 いうのが1点目の主張です。この図は、福井県と滋賀県境の地図です。事業者が風力発電
7 機の設置を計画している地点を地図に落とし込みました。ここにベルク余呉スキー場が
8 あり、この着色したエリアが対象事業実施区域です。滋賀県側に No. 1～20 までの風車
9 が、第一事業として設置の計画がされています。このベルク余呉スキー場を取り巻くよう
10 な配置で風車の設置が計画されていることは驚くべきことです。ベルク余呉スキー場跡
11 地が、この発電事業の範囲として含まれていることが、この問題の核心です。昨年夏の出
12 水により、是正工事が全て流され、対策が振り出しに戻っており、スキー場跡地の荒廃ぶ
13 りは激しく、東側の河川の合流部がゲレンデ盛土の崩落により大量の土砂が流出してい
14 る区画になっています。事業予定地の西側には、国道 365 号線が南北に通っており、県境
15 の辺りが栃ノ木峠です。高時川本流は国道沿いを南に向けて流れ、中河内の集落ではほぼ直
16 角に曲がり上丹生の方（東の方向）に流れていきます。今回の豪雨で最も被害が大きかつ
17 たのは、大音波谷川上流部周辺の尾根の部分で、川の部分が谷になっています。この写真
18 は、昨年 10 月に、高時川本流と大音波谷川の合流地点において撮影したものですので、
19 ご覧ください。一目瞭然ですが、大音波谷川だけが濁っており、高時川本流は水が澄み切
20 っています。これは、前日の 10 月 7 日に 1 時間当たり 47mm の雨が降った翌日の写真で
21 あり、これまでから、県の方にも、雨の翌日に河川を確認してくださいとお願いしてきた
22 ところでした。どうして、雨の翌日に大音波谷川だけが濁るのか、その理由を知りたいと思
23 っています。県にも調べていただきたいと考えています。次の写真は、約 2 か月後の 12
24 月 3 日の写真です。11 月 30 日～12 月 2 日にかけて、5 日間で 93mm、1 日平均 20mm の雨
25 が降った後に河川の確認を行いました。先ほどの 10 月の写真と同様に、大音波谷川は濁
26 っており、高時川本流は濁っていません。今、2 枚の写真をご覧いただきましたが、なぜ
27 こんな狭い範囲の河川でこのような違いが生じるのでしょうか。大音波谷川の上流には
28 ベルク余呉スキー場跡地があり、その荒廃ぶりは無残な状況です。これは、10 月 25 日に
29 現地調査をされた方から、許可を得ていただいた写真です。大音波谷川の上流部は、この
30 ように、至る所が傷だらけの状況です。特に、ゲレンデ山頂部から林間コースをとおり、
31 ゲレンデ末端部（大音波谷川の支川同士の合流部）の被害が最も大きい部分です。この部
32 分では、高さ 1m 程度のビニールパイプを盛土によって覆うことでゲレンデ下部を造成さ
33 れましたが、平成 29 年の大雨以降、是正工事のために徐々に盛土の土砂を削っていきま
34 した。その土砂がこの 6 年間で流出し、ビニールパイプが完全に露出しました。ここの土
35 砂は大音波谷川を流れて下流に流れるはずですが、また、林間コースの南側にも作業道路を
36 造られましたが、大きく崩れ、今は水みちになっています。写真でも解るように、作業用

1 道路があった高さとは比べ、大きくえぐれているのが解ります。まだ、今後も土砂は流れる
2 と思います。フトン籠で土砂の流出が抑えられるのか、専門家を入れて対策を練っていた
3 たく必要があります。

4 2点目、高時川濁水対策連絡調整会議の結果を環境影響評価に反映させるべきと考え
5 ます。先ほども申し上げたとおり、高時川では濁水の発生が常態化しています。この濁水
6 により河川環境の悪化が急速に進んでいます。河床には、微細な泥状の粒子がペースト状
7 に堆積し、底生生物や川魚が住めない状況となっています。また、河床への土壌粒子の堆
8 積によって河床の高さが上がっていることも問題です。琵琶湖への影響も必至でしょう。
9 こういった現状を受け、原因究明と対策を進めるべく、昨年10月31日の知事定例記者
10 会見において、県庁内に高時川濁水対策連絡調整会議が4課合同で設置されました。この
11 連絡調整会議の調査対象区域には、当然、風力発電事業の計画地も含まれています。加え
12 て、知事は会見の場において、この間の開発と山との関わりの中に原因があるのではない
13 かということについても調べて対応を検討していきたいと発言されています。こういっ
14 た経緯を踏まえるに、高時川の濁水防止対策は本風力発電事業実施に当たっての最重要
15 課題と位置付けられる必要があると考えています。従って、連絡調整会議の調査結果を今
16 回の環境影響評価にしっかりと反映させていただきたいと思っており、調査結果が出る
17 までの間は、この環境影響評価の手続きを進めるべきではないと考えております。

18 3点目、県当局の積極的な関与と、慎重かつ厳正な判断を求めます。事業者の見解の中
19 では、沈砂池の規模や容量、その他の濁水対策詳細仕様に関しては、滋賀県および福井県
20 との林地開発行為に係る技術的基準等をもとに関係機関と協議して決定するとされてい
21 るところであり、この回答では具体的にどうするのか全く分かりませんが、今後検討しま
22 すということかと思えます。そこで、県当局におかれては、過去のベルク余呉スキー場開
23 設時の検証も踏まえ、後世に禍根を残すことが無きよう積極的な関与と慎重かつ厳正な
24 判断を強くお願いします。

25 26 【公述人4】

27 私は今から30～40年ほど前に活動され、10～15年ほど前に活動をやめました「湖北に
28 ブナを植える会」の会員でありまして、その活動に何回か参加しておりました。

29 今日、余呉駅で降りて聞きましたら、会の主催者は最近亡くなられたということで、非
30 常に残念に思っております。その方も余呉にお住まいで、この余呉の風力発電事業につい
31 ては悲しく思っておられたと思い、その遺志を引き継ぎたいと思います。

32 私は事業について、中止していただきたいという思いです。理由は4点あり、まず1点
33 目は、琵琶湖の最北部の源流域における本事業によって、雨水貯留機能の大きな損失によ
34 る災害の可能性のあることです。昨年の集中豪雨の被害は、公述人3も述べられたとお
35 いますが、令和4年11月に事業者が作成した見解書の「幅員6m、総幅7m以上になれば、
36 切り土・盛り土の斜面も長くなり、森林伐採が増え、斜面の浸食で溢水の増加、土砂崩壊

1 の端緒になる。稜線斜面で、集水量が少ないことが救いだが、稜線以外の道路も多い工事
2 で、水源涵養機能の損失や土砂崩れの可能性が高い。」という指摘に対して事業者は「伐
3 採量や土工量を低減するために、特殊車両を用いることやブレードは空中で1本1本取
4 り付けることやブレードを起立させて運搬する。」ということぐらいの対策しか示してい
5 ません。対策の効果はそれほどないと思います。見解書のNo.70の「工事によって尾根筋
6 の森林・土壌に壊滅的な影響をもたらす」との意見に対しても「森林の伐採量や改変面積
7 を減らす」「風車の基礎の面積は400㎡しかなく対象地の山林の集水範囲からみると局所
8 的」というような回答をされていますが、その周辺の伐採等改変する面積や道路の建設に
9 伴う改変面積も含めると、事業予定地での水源涵養機能の損失および土砂崩れの可能性
10 は相当あると思います。今後ますます地球温暖化による大雨、強風等による自然災害は増
11 加の一途であり、事業計画予定地は日本海に比較的近いこともあり、昨年のような災
12 害をもたらしました。同じく昨年の8月に起こった新潟県北部地域、山形県最上川上流部
13 で起こった大雨災害も甚大な被害をもたらし、未だにJR米坂線は復旧の目途がたってお
14 りません。その地域も日本海での大量の水分が大雨をもたらしたと思われます。この計画
15 は、近畿地方の貴重な水の供給元である琵琶湖にもマイナスの影響しかもたらさないと
16 思います。

17 2番目に、動植物の生息環境が相当、動物の種類によっては壊滅的に失われるおそれ
18 があると思います。当該事業予定地は、近畿地方では数少ないイヌワシの生息地であり、風
19 車の回転によって、バードストライクが多く発生し、イヌワシの生息環境は悪化するば
20 かりだと思えます。バードストライク防止のための対策を施すとの説明が事業者側からあ
21 りましたが、昨年12月に行われた環境影響評価審査会でも審査会委員、専門委員か
22 らもその対策は根拠がないと指摘されておりました。私もそういう受け止めしかできま
23 せんでした。加えてこの事業のため、生息場所を失ったクマやシカ、イノシシが、里や麓
24 に降りてきて被害をもたらすことは確実だと思えます。

25 3番目に、この事業が安定して継続できるのか疑問を持ちます。固定価格買い取り期間
26 である20年以内であっても、周囲の住民や山の環境に対して何らかの被害やトラブルが
27 発生したときにきちんと対処できるのか疑問です。現在、資材や人件費の上昇による工事
28 費の値上がり、加えて風力発電も電力供給が電力需要を上回ったときには発電した電力
29 の制御に協力を求める「指定電気事業者制度」が運用されると聞いております。余計に経
30 営を圧迫させ、当然施設維持や周辺環境の保全に回すべきお金がないという可能性が懸
31 念されます。いわば、ほったらかしや、いい加減な状態が常態化すると考えられます。既
32 に全国でも多く見られ、全国に先駆けて建設稼働している三重県青山高原ではそのよう
33 なことが多く見られると聞いております。

34 4番目に、風力発電は本当にエコなのか疑問を持っております。確かに風力発電それ自
35 体は発電時にCO₂等の温室効果ガスは排出しないので、地球に優しい電源とされています。
36 しかし、風力発電は風が吹く時だけの不安定電源であり、火力発電が調整電源として待機

1 している必要があります。その待機している時にも、火力発電の炉を止めておくことなく、
2 一定炉を焚いておきますので、一定、CO₂の排出等が考えられます。資源エネルギー庁
3 は、風力発電は完全にCO₂はゼロというような公表をしておりますが、そんなことはない
4 と私は考えます。温室効果ガスが一定以上に発生することが懸念されます。この辺は非常
5 に専門的なことで難しいことではありますが、全くCO₂を排出しないということはないと思
6 いますので、一定あるいは一定以上に温室効果ガスを発生してしまうのなら、何のための
7 風力発電、再生可能エネルギーなのかという話になると私は思います。

8 最近、青森市議会で、青森県八甲田での「みちのく風力発電事業」に対して、建設中止
9 を求める請願が委員会で満場一致で可決されました。「みちのく風力発電」は相当規模が
10 大きい計画ですが、余呉南越前風力発電事業で失うものも、琵琶湖を抱える滋賀県では
11 「みちのく風力発電」と同じかそれ以上と考えております。

12 今日は来られておりませんが、事業者も、滋賀県も賢明な判断を求めていただくよう思
13 い述べまして、私の公述を終わらせていただきます。

14 15 【公述人5】

16 私は、長浜市余呉町に5年前に移住してきました。豊かな自然環境と気の合う地域の
17 人々に囲まれて日々の暮らしを楽しんでおります。近所に余呉湖や琵琶湖、今は濁流にな
18 っていますが高時川があって、余呉町は日本海も近く、冬は多雪地帯という場所で、日本
19 の水資源の詰め合わせみたいな、そういう良い環境に身を置いていると感じています。そ
20 の豊かな水の環境がもたらす自然の恩恵こそがこの地域の要です。これこそが未来に残
21 すべき資産だと思っております。再生可能エネルギーの推進は非常に結構なことです
22 が、不可逆的な大規模自然破壊を伴うやり方には断固として反対します。

23 資源が再生可能ということだけに着目することは非常に愚かだと思えます。資源が有
24 限か無限かの違いがあるだけで従来の発電の発想と変わらないと私は思っています。自
25 然環境が持続可能なことこそが、再生可能エネルギーの肝であるはずで。それなのに、
26 それをないがしろにするような山の尾根筋の大規模な森林の皆伐、土壌の掘削は絶対
27 してはなりません。山を壊してはならないということは、我々日本人の先祖が共通認識
28 して誰もが持っていたはずで。

29 私は、8月の豪雨後に、県道285号線の中河内から小原まで歩きました。道や河川の様
30 子も確認しましたし、風車建設予定地の滋賀県側も一通り歩いて見ました。美しいブナ林
31 がありました。荒廃したベルクスキー場跡地に関しては5回見に行きました。あと、杉野
32 川の上流や鷲見川上流といった高時川の支流の様子についても歩いて見てきました。こ
33 れから大きく4つのテーマについて話させていただきます。

34 まず1点目、「環境影響評価準備書についての意見の概要と当社の見解」の作成時期や
35 見解についての疑念です。見解書をご覧になられた方が多いと思えますけど、これはいつ
36 書かれたのでしょうか。見解書には昨年8月の豪雨災害について言及はされていません。

1 豪雨後に書かれたものならば、風車建設予定地のベルクスキー場跡地周辺の惨状を踏ま
2 えた見解も当然出すべきですし、豪雨前のものだとすると、あの豪雨被害を受けてなお見
3 解を変えていないということになり、どちらにせよ、事業者の対応は非常に不誠実だと言
4 えます。

5 私にはそのような事業者が出す見解を信用することはできません。見解書の内容は事
6 業推進のために事業者にとって都合の良い言葉ばかりを並べているように感じました。
7 地権者にも都合の良いことだけを伝えていると思います。地域に住む、ある方は、風力発
8 電は自然破壊ではないと言っていました、事業者は地域住民に対してきちんと説明を
9 しているのか疑問に思います。風車を建てるためには道路もコンクリート基礎も必要に
10 なります。それらを作るためには多くの森林を伐採して土壌を削る必要があります。この
11 時点で既に大規模な自然破壊です。まずはその事実をきちんと説明してほしいと思いま
12 す。その上で、その自然破壊で引き起こされる結果も説明してほしいと思います。どうい
13 う結果が起きるかという、樹木自体やそこを利用する生き物、自然環境そのものが悲惨
14 なことになり、というのが多く意見されていました。それは風車を建てる周囲に限定
15 された極小的な影響だとは思いません。現に、風車建設予定地のベルク余呉スキー場跡地
16 の乱開発と昨年8月の豪雨の影響によって、大量の土砂が下流に供給され続けています。
17 年を越しても高時川が濁り続けています。このような状況、過去に予想された方はいま
18 か。おそらくいないと思います。自然は人間の予想を上回ります。特にこの事業者は、自
19 然に対する認識が非常に甘いように感じますので、自然環境への配慮や安全という言葉
20 が非常に空虚なものに聞こえます。見解書の中に、風車の設置数を削減するなどして自然
21 環境に配慮していますという内容の文言が多く見られますが、これは最初からその予定
22 だったのではないかと私は思っています。そもそも風車の基数を削減するということが自
23 体は自然環境への配慮ではありません。多くの意見にある自然環境への懸念に対して設
24 置数を削減したことによって、どれだけ効果があるのかということが論点だと思います。
25 この論点に対して、事業者が根拠を持って答えて、懸念が解消されることで初めて自然環
26 境への配慮だと言えます。きちんと根拠を持って問題ないことを示すべきところを見解
27 書で事業者はうやむやにしています。事業者は住民の懸念に対して、真摯に向き合ってい
28 ないように感じました。コンクリートの基礎の撤去についてもそうです。事業者は見解で
29 「基礎を完全に撤去する場合、周辺地盤を沈下させる恐れもあるので、風車基礎を設置す
30 る土地所有者の方々と協議して決めていくこととなります」とありました。これは問題が
31 あります。コンクリートもやっぱり寿命があります。建物だと法定耐用年数が50年ほど
32 です。同じ長浜市の木之本町金居原地区には土倉鉦山という遺構がありますが、この建築
33 物は老朽化が激しく、倒壊の危険があるので、昨年鉄柵がつけられたことがニュースにな
34 って話題になりました。コンクリートも永遠ではありません。地中であっても、劣化して
35 我々の世代がこの世から退場した後に問題となる可能性もあります。この問題を誰が解
36 決するのでしょうか。未来に生きる人々に押し付けるのが正しいと言えますか。賢明な人

1 なら、そもそも問題を起こさないことを選択します。どうすれば良いか、非常に答えは簡
2 単です。工事をやらなければ良いだけです。

3 2点目、尾根筋の森林大規模伐採についての懸念です。見解書の中で森林伐採および地
4 形破壊する風車建設予定地周辺の土砂崩れ等の対策について述べられていますが、これ
5 らの尾根筋の森林を伐採して風車建設用の道路と基礎を作って、風車を建てるために土
6 壌の掘削を行うことの影響について、説明が不十分だと感じました。いわゆる尾根筋の緑
7 のダムが失われることで、尾根筋以外の山や谷、川に与える影響について言及されていま
8 せん。山は森林と森林が育んだ土壌があることで十分な保水力を保つことができます。風
9 車の建設のために森林と土壌を破壊することで、土壌の保水力がほとんどなくなり、地中
10 に浸透しきれない雨は地表を流れます。これを地表流と言います。事業者は濁水対策とし
11 て、降雨時の雨水は各風力発電機のヤードに設置する沈砂池に集水し、土砂等を自然沈降
12 させた上で土砂沈降後の上澄みを場外に排出し、場外の隣地土壌に浸透させる計画と言
13 っていますが、これらで処理しきれない大雨が降ったら沈砂池の上を水が溢れてしまい、
14 これまた同じように、ただ単に地表流となって流れるだけです。この沈砂池、事業が継続
15 している間は事業者が浚渫など維持管理しますが、撤退したら土砂で埋まってしまい、た
16 だの保水力のない地面となります。これはベルクスキー場跡地と同様です。そういう土壌
17 は地表流の原因になりますし、豪雨のときは、沈砂池にたまった土砂が流れてしまいます。
18 8月の豪雨後に高時川沿いを歩いて、そういう現状になっている、治山治水のための堰堤
19 をたくさん見てきました。人間が良かれと思って実施した災害を防ぐための仕組みが、実
20 は災害を悪化させる可能性があることを知っていただきたいです。8月の豪雨では、風車
21 建設予定地のベルクスキー場跡地で地表流が起きました。国道 365 号線からベルクスキ
22 ー場跡地への舗装路、ベルクスキー場跡地のゲレンデは大きく侵食されて土石流が起き
23 ています。豪雨前後に私は現地を確認しましたし、もちろん事業者も確認しているはずで
24 す。8月の豪雨被害を受けたことを踏まえた見解書の記述は見当たりませんでしたし、事
25 業者がどれほどの規模の豪雨を想定して風車の建設ヤードの周りに沈砂池を用意するの
26 か不明です。現時点で環境影響評価準備書は公開されていませんし、ダウンロードもでき
27 ないようにされていたため見ることもできません。豪雨後に書いたとも思えない事業者
28 見解を頼りに考えるしかありませんので、想像ですが、もしかしたら風車建設ヤード以外
29 の尾根筋全体に沈砂池を用意するつもりなのかもしれません、それを地面に大量に掘
30 って作るということは、ものすごい量の地面を掘ることになり相当悲惨な結果になると
31 思います。また、こうした対策をしたところで、それを超える豪雨が生じる場合もありま
32 す。その時はおそらく高時川流域は非常に危険な状態になると思います。風車の建設は、
33 ベルクスキー場跡地からさらに南の尾根筋についても予定されています。その下流には
34 中河内の集落があります。この尾根の下が中河内の集落を通る後谷川という川に集水さ
35 れるポイントです。ここを掘削するとどうなるかという話ですが、当然、尾根の森林を伐
36 採することによって保水力がなくなり、豪雨が降れば、本来緩やかに流れるはずの水が後

1 谷川に大量に集水して、中河内の集落内を流れます。実際に昨年8月5日の映像を中河内
2 の知り合いに見せてもらいましたが、もうほとんど溢れかけでした。開発によりこれ以上
3 水が増えると、溢れて人家にも被害を及び、人間にも被害が及ぶかもしれません。

4 余呉町中河内はベルクスキー場跡地以外の山は豊かです。豊かな森林があり、森林が育
5 んだ豊かな土壌があるにも関わらず、保水力の限界を超える豪雨だったので、大なり小な
6 りの土砂崩れが8月に起きました。そのような中でも、やっぱり森林も土壌もまともな状
7 態にないベルクスキー場跡地の崩壊ぶりは別格でした。地球温暖化の傾向から、これから
8 も継続して、この地域はより多くの豪雨に見舞われる可能性があります。8月の豪雨以上
9 の被害が出るのが想像されますが、事業者の見解の中ではそのことについて触れてい
10 ません。このような事業者が行う土砂対策が想定通りに機能するとは素直に信じること
11 はできません。

12 3点目、8月の豪雨災害とベルクスキー場跡地の現状と今後について、豪雨後の高時川
13 の濁水は昨年12月時点でも100日を超えています。写真の撮影地点は大音波谷川と高時
14 川本流との合流地点ですが、撮影日は8月8日、13日、12月1日、7日です。8月の豪
15 雨直後はどの山も崩れていたのでは、高時川本流も濁っていましたが、時間が経過したら、
16 高時川本流から濁りが収まっていきますので、当然、ここの土砂量が多いと推測するのが
17 妥当と思います。この12月1日の写真に関しては、高時川本流が濁っています。これは
18 不思議なことではなく余呉高原スキー場が濁りの原因でした。結局、人為開発した場所から
19 土砂が流れます。しかしそれは規模的には小さく、12月7日には高時川本流の濁水は
20 収まり、相変わらず大音波谷川だけが濁り続けています。この大音波谷川の様子ですが、
21 私は8月に加え、9月、10月、12月に濁りの状態を確認しています。豪雨直後は他の高
22 時川の支流も濁っていたのですが、9月以降は大音波谷川のほかに濁りが続く支流はあ
23 りませんでした。水の濁りの原因は他の山も崩れていることだという人がいますが、私が
24 調べた範囲では違います。また、大音波谷川の溪岸侵食が原因だとする人もいますが、
25 なぜ同じような雨量があつて、この川だけがそうなのか。少し上のベルク余呉スキー
26 場跡地の作業場などを見れば明らかだと思います。この3番の写真は、ベルク余呉スキー
27 場のゲレンデ跡ですが、このように、土砂と一緒に岩やコンクリート、土嚢なんかの重量
28 物も、豪雨やその後の雨により流出し、ある程度は川を流れていると思います。そんなも
29 のが川を流れたら川岸が削られるのは当たり前です。1番の写真は国道からベルク
30 スキー場へ上がっていく舗装路ですが、最も崩壊した地点がここです。おそらく6m以上
31 は崩れており、これは地表流の影響です。2番の写真は作業道です。真ん中に元の地面が
32 あつて、その両岸がえぐられています。ここは2m程度削れています。4番が大音波谷川
33 と作業道の合流地点で、ベルク余呉スキー場のリフト乗り場があつた場所です。これはド
34 ローンで上空から撮影しましたが、元の地面が分からないくらい崩れていました。こうい
35 う事業者の想定を超える豪雨が実際に起きた場所は、風力発電の適地ではありません。こ
36 れ以上の大規模な破壊を伴う開発は慎むべきです。大規模開発すれば災害が激甚化する

1 のは明白です。そのような危険な破壊行為を地域住民として見過ごすことはできません。
2 開発の中止とともに乱開発されて荒廃したベルク余呉スキー場跡地の山を、元の緑豊かな
3 森林に戻す取組をするべきだと思います。それが自然や生態系を守り、人々の暮らしを
4 持続させるための方法だと思います。森林に戻すには数十年から百年以上かかる長期的
5 な取り組みとなるため、倒産や買収、撤退のリスクのある民間事業者には向いていません。
6 事業者に任せずに、地域住民と行政が主体となって取り組むべきです。私も地域住民とし
7 て協力するつもりでいます。

8 最後に滋賀県に対しての要望です。滋賀県は「やまの健康」という素晴らしい政策を実
9 施しています。そのような県の琵琶湖の最北端の源流に風力発電所を建ててしまったら、
10 大量のブナやミズナラといった樹木が失われ、掘削により周辺土壌が失われ、生態系も破
11 壊されます。大型重機によって削り取られた地形は未来永劫、元に戻ることはありません。
12 豪雨などの災害時には人々の暮らしも生命も脅かされます。人が大きく手を入れてしま
13 った山というのは、今後継続して管理し続けなければなりません。そのことは過去の経験
14 が証明しています。

15 杉の植林が良い例です。拡大造林によって伐期を迎えた杉が大量に余っています。放置
16 せざるを得ない状況を招いたことで、花粉症や土砂災害の温床になっています。人々の暮
17 らしや生態系にも悪影響を及ぼしています。このことから、現代人は自然に対して先を見
18 る能力には長けていないのかなと実感しています。風力発電に関しては、大規模に山を改
19 変することになり、撤退時に原状回復をしない可能性もあると事業者自身が言っており、
20 事業者が撤退した後もずっと注意深く監視し続けなければいけないことになります。こ
21 ういうものを世間一般では負債と言います。この負債を管理するのは事業者ではありません。
22 地域の住民や行政です。なぜ事業者の尻拭いを当人以外がしなくてはならないので
23 しょうか。自然を破壊され、地域住民が負担を強いられ、自然を破壊した事業者が一方的
24 に利益を得るといふ、どう考えてもおかしな構図になります。未来を生きる人々のことを
25 少しでも考えるならば、山に負債となるものを残すべきではありません。先人たちが守り
26 遺してきた美しい自然環境を未来に引き継ぐことは、今を生きる我々滋賀県民の責務で
27 す。

28 人は自然に生かされています。人は自然を作り出すことはできません。たかだか 20 年
29 から 30 年程度の発電のために、原状回復不可能な自然破壊をすることが正しいのか。そ
30 れによって一生物の負債が残り、地域住民や行政が背負うことが割に合っているのでは
31 しょうか。この地域に永住するつもりの方にとはとてもそうは思えないのですが、ルールに則
32 ってさえしまえば、いつでも撤退できる事業者にとってはそうではないのかもしれないませ
33 せん。

34 不可逆的な自然破壊を伴い、地域住民を脅威にさらす、再生エネルギーの推進ではなく、
35 自然環境と共存する開発のあり方、再生可能エネルギーの形を、滋賀県は目指して規範と
36 なるように取り組んでほしいと思います。

1 最後に、ここにいる方全員にお願いですが、まだ風車が建つ予定の場所を見られてない
2 方は、ぜひ現地を訪れてほしいと思います。大変そうだから行きたくない、行きたくても
3 行けない、そういう本音があると思います。そういう大変な場所です。そういう場所を、
4 都会にビルを建てるかのような感覚で開発したら駄目です。かつて日本で林業が盛んな
5 時代がありましたが、山を切り開くことはご法度だったと思います。それほど今、山に対
6 して人々の関心が失われているのが残念です。本日は関心のある方が集まっていると思
7 うので、ぜひ、周りに情報共有していただければ嬉しいです。

9 【公述人6】

10 国は再エネ導入を国家戦略として推進し、実際は企業任せ。アセスはあるが民間企業に
11 よるアセスである。再エネに対する莫大な国家予算に大企業がところかまわず群がる。残
12 念ながら、それは今の日本では当然なことと思います。豊かな自然があり、はじめて健全
13 な社会が成り立つ。私たちはずっと豊かな自然の恩恵にあずかって、ここまで来たのだと
14 思います。再エネ導入も、そんな国家戦略であって欲しいと思います。

15 まず、余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業の全部の中止をお願いします。
16 山の稜線や支尾根 20 数キロメートルにわたり、広大な改変が行われます。私の計算では、
17 4m 幅に対して、23m ほどの切土や盛土がされ、その改変が 20 数キロメートルに渡り、改
18 変される場所が非常に多いような感じを受けました。切土、盛土、鞍部への盛り上げ土、
19 補強土、溝、など、合計幅 23m 程の改変が、20 数 km に渡って行われます。そして 1 基当
20 たり 4, 200kw の風車が 39 基設置され、合計すると 163, 800kw のメガ風力発電機。基礎ヤ
21 ードには高さ 188m の風車、これはビルの 50 階から 60 階建てくらいの高さになる。それ
22 が尾根に 39 基も設置されるということです。そのため標高が 188m 高くなるということ
23 がうかがえる。その土中の基礎部のコンクリートの体積は私の控えめな計算ですが 1, 200
24 m³以上、これは 1 m³のコンクリートの塊が 1, 200 個分以上と、信じられないくらいの量が
25 ヤードに打ち込まれるということです。そしてその基礎コンクリート打設のために、1 日
26 当たりで、コンクリートミキサー車が 250 台、往復にすると 500 台。ポンプ車が 8 台、ダ
27 ンプトラック車が 22 台、4 t ユニク車が 2 台、輸送組み立てトレーラーが 8 台、ラフ
28 タークレーン車が 8 台。どのような車かはわかりませんが、何しろすごいと思います。そ
29 れぞれ何日かかるかは書いてありませんでしたが、1 日あたりこれだけ通ると書いてあ
30 りました。また 44 カ所の沈砂池、31 カ所の変電所、これもすごいですね。30 カ所の資材
31 置き場、その他排雪所、数カ所の車回し場所、など甚大な改変である。山をここまで痛め
32 つける開発が余呉の稜線で行われます。自然災害に対しても、沈砂池や土砂流出防止策、
33 法面緑化としているが線状降水帯や線状降雪帯が起きる異常気象が普通になっている今、
34 おそらく想定外の被害がおこると思います。事業者は見解書の回答を「実行可能な限り回
35 避する、低減する」という内容の回答を繰り返しているだけです。これに対しては、事業
36 を全面中止しない限り、回答にはならないと思います。

1 日本を振り返り、山の自然へ与えた大きな影響は、戦後のパルプを作るために、
2 日本中のブナが伐採されたことや、搬出不可能な尾根や谷にまでかかる、スギやヒノキの
3 人工林化でした。しかしこれらはいつか長い時間、50年から200年はかかるが、自然自
4 身の自分の再生力で再生できます。搬出できない場所に植えた人工林の杉だっていつか
5 は朽ちて腐葉土になります。土中に貢献します。でも、何十年後かに、必ずやってくる風
6 力発電の終末。残された莫大な尾根土中のコンクリート塊や稜線を覆うアスファルト道
7 路、発電機本体の大量な繊維強化プラスチック類などは事業者が健全な経営状態である
8 間はメンテナンスやリプレイスや廃棄物処理など、どうにかできるとして、激しく変わる
9 世界情勢や経済情勢の中で、この事業者がまさにそうですが、特に外資の会社が入って
10 おり、転売、転売もあり、放置される可能性が考えられます。そうならない責任を取る約束
11 や契約ができるのか。誰が責任を取るのか。最後には滋賀県民になると思ってしまう。
12 自然の自らの再生力を超えたメガ開発は、やめるべきです。

13 琵琶湖の源流の一つで、人々の生活と共にある高時川への負担もかなりすごい、という
14 のは先ほどから他の公述の方が仰っていました。滋賀県は琵琶湖を抱え、県民と一体とな
15 り2府4県の1,450万人の人々の生活や命を守ることに長年にわたり、とてもとても頑
16 張ってきています。琵琶湖の源流をも、守り切れなくて、メガ風力発電を建てることに何
17 の意味があるのか。未来にかけて生物多様性への計り知れない損失が待ち受けています。

18 具体的に、バードストライク・バットストライクの事後調査計画について。「1番、調
19 査対象はすべての風力発電機(39基)について」、「2番、調査期間は稼働後1年間。1
20 基当たり1週間に1回以上」、「3番、調査範囲1基あたり地上からブレードの先端部まで
21 の長さを調査半径とする円内」、「4番、死骸発見時の対応は基本的にはフローに基づき連
22 絡報告をおこなう。普通種も含む」と書いてありました。

23 3番の調査範囲について、地上からブレードの先端部までの長さを調査半径とする円
24 内とありますが、188mが半径なので、直径は376mの円内となる。これだと改変し整地さ
25 れた探しやすい場所だけではなく急峻な林縁部のブッシュにも面積は広く広がっていま
26 す。小さい目立たない死骸を本当に探すことができるのか。それを39基1週間に1回以
27 上とは、大変な作業である。しかしもし、実行できても死骸があれば他の動物や鳥たちが
28 直ちに食べに来るのが普通です。また羽だけ残っている場合も多々あるとしてブッシュ
29 の中では、非常に見つけにくい。よほど運のよい時しか死骸は見つからない。このよう
30 に正確では無く大変な調査を事業者は本当に実行するのか。そして調査は2年間行わない
31 と意味がないと、滋賀県の専門委員からも言われていました。

32 次に、配慮書・方法書・準備書の縦覧期間が短いことについてです。準備書の縦覧が始
33 まり、一般からの意見書が出され、事業者よりそれに対する見解書が出される。その見解
34 書の中に、例えば「準備書P2.2-61~2.2-77に、記載しております」と書いてあるが、
35 それを確かめたいと思っても縦覧期間が終わっていて、確かめることができない。県の担
36 当者に見せていただきたいとお願ひしても、事業者との約束のため見せることはできな

1 いという返事です。事業者は著作権侵害や、セキュリティーの観点を理由にしますが、縦
2 覧期間が1カ月ある間にそれらの問題がすでに起こっているはずですが。日本自然保護協
3 会の方が講演している中で、良心ある事業者は最後まで縦覧可能にしている、とおっしゃ
4 っていました。最後まで縦覧できるようにすべきです。

5 もう一点、見解書より「本地域で事業を導入するにあたり、事業者自ら、地元で事務所
6 を構えて、地域の皆様との交流を通じて、地域の文化等を学ばせていただいております。
7 対象地の山林の多くは、もともと薪炭林で利活用されていたという地元集落からのお話
8 もあり今後の山林の維持管理や再生、さらに集落振興のために本事業に期待していただ
9 いている地元の方々もおられます。今後も引き続き地域の方との交流も通じて、地域特有
10 の文化や環境について学び、環境への配慮と本地域への貢献を両立させた事業計画の策
11 定に努めてまいります。」と回答がありました。これは、一瞬とても良いことで、地元
12 に入り込み感心と思ってしまうがちですが、残念ながら素直には受け取れません。そこまで
13 地元に入り込まなければ自分たちの仕事はできないのか。申し訳ないが、疑いと不審しか
14 残りません。同じ事業者から余呉の事業よりわずかに遅れて「(仮称)美浜新庄ウィンド
15 ファーム発電事業」も同じようにアセス手続きが始まりました。やはり地元の方たちの中
16 へ入りこみ、着々と調整を進めています。ブナの巨木が連なる野坂山地一帯で。胸高周囲
17 300cm以上のブナの巨木が50本以上もある貴重な山地帯です。いったいどれだけのブナ
18 を伐り、山を削り、山をたたき、土に帰れない人工物を建てれば、事業者は満足するのか。

19 最後に、トチノキ巨木林の山中で、山肌からぼとぼと流れる水滴を見て、小学4年生の
20 少年が「源流の一滴を守らないで、琵琶湖のきれいな水は守れない」と言っていました。
21 少年は今6年生、将来は「森林と琵琶湖のつながり」を研究すると言っているそうです。
22 源流の一滴を守ることがすべてに繋がると思います。

23 24 【公述人7】

25 本日、私は、日本イヌワシ研究会を代表して5点の意見を述べます。1点目は、イヌワ
26 シの生息地と事業計画地の関係、2点目は、クマタカの生息地と事業計画地の関係、3点
27 目は、事業者が計算した衝突死への保全措置(目玉シール、鳥除けスピーカー)について、
28 4点目は、植生調査(ダケカンバ群落、ブナ群落(チマキザサ下位単位))、5点目は、コ
29 ンサル(日本気象協会)の信用性です。

30 日本生態学会(会員数4,000名程度)は、2021年に、再生可能エネルギーの推進と生
31 態系・生物多様性の保全に関する基本的な考え方として、バランスが大事とのことで、2
32 点を示しています。1点目は、一方の問題解決のため、もう一方を犠牲にすることは望ま
33 しくないとことです。2点目は、保全上重要な地域や猛禽類の生息地、保全上重要な
34 地域とは猛禽類の生息地とイコールですが、そのような生息地と渡り鳥のルートは再エ
35 ネの立地を回避すべきであり、生態系や生物多様性に配慮した立地選定が最も重要と示
36 されています。

1 本事業の事業者の見解は、自然環境への影響は回避低減が図られるという認識で見解
2 書がまとめられていますが、この評価は、かなり問題があると考えています。立地選定と
3 はどういう事なのか、事業者は適切に理解していないものと見解書からは読み取れます。
4 事業者が回避低減と評価している内容は、極めて近視眼的で、狭い範囲の評価に止まって
5 おり、広域が俯瞰できていないという所に課題を感じます。日本生態学会が示している再
6 エネ立地選定の考え方は、広域を俯瞰した上で立地を選定する必要があるというもので
7 すが、事業者は小さな範囲で考えてしまっています。

8 これは、イヌワシの巣立ち率と生息地の消滅グラフですが、年々、巣立ち率は減少し、
9 ペアの消失数は増加しているというデータです。イヌワシの生息地というのは、大体、初
10 雪の時に白くなる 1,000m 級の山々です。行動圏は概ね 100km² となっており、このエリア
11 に雄雌 2 匹のイヌワシが生息しています。近年、日本イヌワシ研究会では、種々のデータ
12 を集めており、この 100km² という行動圏は、かなり広がってきている傾向を確認してお
13 り、公表に向けた準備を進めています。2008 年には岩手県の釜石で、イヌワシの風車へ
14 の衝突事故（バードストライク）が発生しました。釜石の事例は、営巣地から約 18km 離
15 れた地点で衝突が起きました。また、昨年 11 月 30 日には、鳥取県でイヌワシが営巣地か
16 ら約 10km のところで救護されました。本事業予定地はイヌワシの営巣地から約 10km の
17 場所ですが、つまり、イヌワシは営巣地から 10km 程度であれば、通常、飛来するという
18 ことです。事業者は、準備書の中で、現地調査の結果、事業予定地の上空にイヌワシは飛
19 来しなかったと評価していますが、広域で見ると営巣地（行動圏）から極めて近い位置に
20 事業予定地があるという位置関係です。現在、滋賀県にはイヌワシは 4 つがいしか生息し
21 ていません。その分布は、この模式図のとおりとなっており、また、福井県には 5 つがい
22 が生息していますが、そのうちの 1 ペアの営巣地が事業予定地の近傍にあり、滋賀県側、
23 福井県側のイヌワシの両ペアに挟まれる位置に事業予定地があります。こうして俯瞰的
24 に見ると、事業者は、イヌワシは飛来せず影響は無いと評価しているものの、他にイヌワ
25 シから離れた場所が沢山あるにも関わらず、かなり近い場所で事業をしようとされてい
26 ます。こういうイメージが、準備書では見て取れないし、国民がイメージを共有できない
27 状況にあり、イヌワシが飛来しなかったという文章だけで評価を完結されるのは、正しく
28 イメージを理解できるものではないと考え、本日はこの図をお持ちしました。事業予定地
29 上空を通過した個体は確認されなかったという準備書の記載についても、確かに上空で
30 は確認されませんでした。事業計画地からわずか 1 km の所では確認されている状況で
31 す。イヌワシは 1 km 程度離れた場所の獲物は、通常、見つけることができ、獲物を捕獲
32 するために追いかけます。間伐などにより、小面積のギャップが新たに生じれば、そこに
33 飛来します。そういった想像力を欠いた予測評価や見解になっています。もう 1 点、繁殖
34 成功年の直前に調査を終了しているという点に非常に大きな問題があると思います。調
35 査を終了して、すぐに繁殖に成功したのですが、その直前に調査が打ち切られています。
36 結局、繁殖に失敗した年だけでの評価となっています。事業者の見解としては、繁殖年の

1 行動範囲は非繁殖年より狭くなるため、非繁殖年の調査だけで問題ないという見解です
2 が、これは間違いだと思われま。非繁殖期の行動が1年のうちで繁殖期と比較し広くな
3 るという傾向は一般的にあるものの、繁殖した年の行動圏が狭いという見解はおかしい
4 と思います。実際には、繁殖成功年は、通常2羽いる所が、幼鳥を含む3羽となるため、
5 出現回数が増え、行動圏は大きくなることが予測されます。食物要求量が増加するととも
6 に、幼鳥は移動分散するので、行動圏は広がります。よって、この見解はおかしいと思
7 います。繁殖成功年の調査は必要不可欠にも関わらず、繁殖成功年の直前でなぜか調査を
8 止めてしまった所に非常に大きな問題を感じており、調査をやり直すべきと考えていま
9 す。

10 次に、クマタカについても、本事業予定地の主尾根に対して、複数のクマタカのペアが
11 連続して営巣しています。この周辺は滋賀県全体で見ても、高密度に連続してクマタカが
12 営巣している地域です。この事業予定地を挟んで複数のペアが連続して営巣しています。
13 この隣接している場所というのが重要であり、隣接ペアとの共同の狩り場であったり、デ
14 ィスプレイ行動が盛んに見られる場所です。事業者は、方法書から準備書段階に移行する
15 に当たり、営巣中心域に配慮して風車の配置変更を行っています。もちろんこれは、重要
16 なことですが、隣接する場所の衝突リスクが高くなるという評価を欠いてしまっていま
17 す。準備書では、クマタカの予測衝突確率が年間約0.5回と予測されており、この2年に
18 1羽衝突するという予測は、国内の他のアセス図書と比較し、極めて高い数値となってい
19 ます。ここに予定通り風車ができると、間違いなくクマタカの衝突が起きることが見て取
20 れます。この写真のとおり、クマタカは風況観測ポールにペアでとまるなど、この計画地
21 の尾根をクマタカは頻繁に利用していることが明らかです。このようにすごく高い衝突
22 確率にも関わらず、事業者が提案している環境保全措置は、目玉シールの貼付と、鳥よけ
23 スピーカーの設置の2点だけとなっています。そして、これらの対策の効果があるとして
24 いる根拠が不十分です。事業者は、日本鳥学会2021年度大会で口頭発表なされたユーラ
25 スエナジーおよび東京都市大の事例、環境省の業務委託の海ワシ類（オジロワシ、オオワ
26 シ）の報告書の2点を根拠にしていますが、両者とも学術論文では無く査読も無いもので
27 す。学会の口頭発表は査読が必要なケースもありますが、この日本鳥学会の大会の口頭発
28 表には査読が無いので、誰でも自由に発言ができます。私は、この口頭発表を現地で聞い
29 ていましたが、データ不足とオーバーディスカッションが指摘されていたところ。そ
30 の学会の場で指摘された課題が、その後、解決されていないために、現在まで、論文化さ
31 れていない（できない）ものと推測しています。また、この環境省の業務委託報告書に関
32 しても、私は目を通しましたが、忌避効果に有意差がありませんでした。また、報告書の
33 内容も、回避が期待される程度の表現であり、効果があるとまでは断言されていません。
34 学会発表はノスリを対象とした事例、環境省の委託報告書は海ワシを対象とした事例で
35 あり、クマタカとは行動特性や生態が完全に異なる鳥類の知見を外挿するというのは一
36 般的に考え不適切です。更に説明すると、スピーカーの音は、環境省の報告書では100m

1 離れると効果が無いとされていました。スピーカー音は 100m より近づかないと聞こえず、
2 回避行動が 100m では間に合いません。大型の猛禽類は、100m では方向転換できないので、
3 聞こえてもほとんど効果が無いと考えられます。さらに報告書には、音が聞こえると飛行
4 の速度を落とすと記載されています。準備書には、スピードを落とすので衝突を回避する
5 ことが期待されると記載されていますが、これは矛盾しています。スピードを落とすと風
6 車付近での滞留時間が増加します。そうすると衝突確率は計算上増加します。スピードを
7 落とすので影響が無いというのは安易な考え方です。これも査読者がいないので、こうい
8 った報告書が精査されることなく、出されてしまうのだと思います。そもそも、バードス
9 トライクは、雨や霧の時など、風車自体が視認しにくい時に起きる傾向が海外の論文でも
10 指摘されていますが、風車自体が視認できないのに、目玉シールが視認できるはずがあり
11 ません。また、鳥の学習効果は極めて高く、恒常的に避け続ける色や音は無いと思います。
12 もしもこれに効果があるのであれば、農作物の鳥獣被害対策はもっと簡単に効果をあげ
13 ているはずです。

14 次に植生の話です。事業予定地は広大なブナ林に覆われています。昨年 8 月と 12 月に
15 現地調査を行いました。写真のとおり、胸高直径 130cm を超えるような大径木も見られ
16 ました。我々が踏査したのは尾根の西側から東側に至るまでの広範囲ですが、準備書の記
17 載の中で気になった点が 2 点あります。1 つ目はダケカンバ群落が存在するのか、2 つ目
18 はブナ林の群落名、チマキザサ下位単位という分類は適切かということです。まず、1 点
19 目のダケカンバ群落ですが、確認した結果、存在しませんでした。準備書で同定されてい
20 るダケカンバはミズメ (カバノキ科ミズメ (ヨグソミネバリ)) の誤同定でした。よって、
21 事業者の調査能力に大きな問題があるということが解りました。こういった同定は大学
22 生でも間違えないような簡単なものと聞いています。次に、チマキザサ下位単位という分
23 類は不適当であることが解りました。理由はチマキザサが 1 本も無かったためです。ここ
24 に生育していたのは、イブキザサとチシマザサとそれらの中間型でした。植生調査という
25 のは、植物群落を植物社会学的に分類することであり、群集を基本単位に分類することと
26 されていますが、この準備書はそれすら出来ていません。この植生調査は根本から信用が
27 できないので、やり直すしかないと思われます。これがイブキザサの写真で、こちらはチ
28 シマザサの写真、これが中間型の写真ですが、我々は標本を採取してきて、きちんと種類
29 を同定しています。

30 最後にコンサルの信用性ですが、日本気象協会は、昨年 12 月 15 日に (仮称) 岩手大
31 船渡陸前高田風力発電事業の配慮書に対して出された岩手県知事意見において、専門家
32 から聴取した情報である、イヌワシが生息し計画地が行動圏と重複しているという重要
33 なものを意図的に配慮書に記載しなかったとして知事意見の中で指摘がされています。
34 また、評価についても影響は小さいとしており、非常に厳しい内容の知事意見となってい
35 ます。日本気象協会は、本余呉風力の事業においても、イブキザサとチシマザサをチマキ
36 ザサに改ざんしており、これは、事業計画地に広がるブナ林の価値を低く評価するため

1 はないかと思われます。そして、クマタカの予測衝突確率についても、準備書の段階では
2 修正されていますが、専門家から指摘されるまでの間、衝突確率を矮小化するために、高
3 利用域だけで計算を行っており、これが巧妙に隠されていました。イヌワシやクマタカが
4 暮らしている環境というのは、人の健康にとっても大切な自然環境です。杜撰な、巧妙に
5 隠された、環境アセス手続きのせいで重大な損失を受けることを多くの国民が知らされ
6 ていないという所に問題があり、環境アセスのやり直しと開かれた対話の場を求めます。
7 対話の場の設定については、事業者が住民説明会でそういった機会を設けると約束して
8 いましたので、開催を求めます。実際には、どういふ影響なのか、事業予定地がどれだけ
9 大切な場所なのかという事を多くの人々が共有し、みんなで考えることが必要と考えてい
10 ます。

11 12 【公述人 8】

13 私からは2点意見をさせていただきたいと思ひます。1番目はガンカモ類について、2
14 番目は事業全体に関する話題です。

15 ガンカモ類とは、ガン、カモ、ハクチョウのことですが、毎冬に琵琶湖に飛来します。
16 私は余呉で育ったので、子どもの頃から余呉湖で水鳥の観察をして、湖北の野鳥センター
17 で鳥のことを学習し、大学にかけて研究をしていました。この写真はロシアへ行った時の
18 ものです。

19 本日、鳥の道の話をしてますが、鳥の道とは、渡り鳥のルートのことです。生き物にはそ
20 れぞれ道があります。例えば川は魚の道ですし、どんな生き物にも道があります。県が進
21 めているマザーレイクゴールズ (MLG s) にもありますが、「琵琶湖のためにも温室効
22 果ガスの削減を図ること」と「生物多様性の保全」を両立していかなければなりません。

23 鳥の道は渡り鳥の場合、地球規模です。何千キロと飛びますが、ローカルとローカルを
24 結びます。鳥にはそれぞれの鳥に合った生息場所があります。水辺の鳥は水辺にしか住め
25 ないですし、山の鳥は山にしか住めないで、そのローカルな点どうしが道で結ばれて
26 います。

27 こちらの表は県で実施している水鳥の一斉調査の結果で、ここ 10 年ほどの内容です。
28 大体7万羽とか10万羽といったガンやハクチョウの仲間が滋賀県には来ています。これ
29 から特にヒシクイというガンの仲間についてお話をします。表中の丸印は国および県の
30 レッドデータの種になります。今日も湖北の野鳥センターに寄ってきましたが、ハクチョ
31 ウやヒシクイ、オオワシを見にたくさんの方がいらっしやっていました。ラムサール条約
32 登録湿地に登録される基準が2万羽以上の鳥が来るといふ基準です。琵琶湖に登録され
33 ている一つの基準もこれだけの鳥が来ていることが理由です。

34 ヒシクイはガンの一種です。環境省のレッドデータでは準絶滅危惧、滋賀県のレッドデ
35 ータでは絶滅危惧増大種となっています。ヒシの実を食べるのでヒシクイという名前が
36 付いています。ヒシクイを知らないと思うかもしれませんが、雁(ガン)と聞いたらわか

1 るかもしれません。「大造じいさんとガン」や「かりがわたる」という歌、柴田勝家の家
2 紋も雁をモチーフにしています。また琵琶湖の近江八景の一つに「堅田落雁」というもの
3 があります。これは堅田の港の方に、夕方になると雁が落ちるように降りてくるという風景
4 を描いたもので、昔は堅田の辺りにも来ていたということがわかります。ということで
5 琵琶湖にはとてもゆかりのある鳥です。

6 現在、主にヒシクイが来ているのは湖北の地域で、特に野鳥センターがある地域、近江
7 塩津の辺りや浅井の西池、湖北地域の水田でも見られ、ヒシ、マコモまた田んぼの落ち穂
8 などを食べて、水辺で休んでいます。

9 全国で見るとロシアで繁殖したものが鳥の道を通って琵琶湖の辺りまで来ますが、北
10 海道、東北を通して、琵琶湖が南限となっています。昔は兵庫県の昆陽池（こやいけ）と
11 いうところにも来ていたようですが、50年代に来なくなって、今は琵琶湖の湖北地域が
12 一番南の地域となっています。どうして分かるのかということですが、ヒシクイの首に標
13 識を付けて、それを望遠鏡で確認し、情報を共有することで確認をしています。夏に繁殖
14 したものが、秋から冬に琵琶湖の方に来て、また春になると帰っていくということになり
15 ます。

16 それでは琵琶湖にはどこから来るのかというと、福井県や新潟県の方から来ていると
17 いうことになります。福井県の九頭竜川河口域の田んぼや石川県の片野鴨池、それから新
18 潟県の朝日池や福島潟など、ここから渡ってくると思われます。点と点は結ばれていま
19 す。どこを通過しているかはまだわかりません。恐らくですが、一つは片野や福井の方
20 来るルート、また標識を確認すると新潟の方から直接来るルートもあるようです。しかし
21 直線状には立山や白山があり、そのような高いところは飛べないので、恐らくこのよう
22 に迂回してくるのだらうと思われます。もう少し細かく見ると、このような2つのルートが
23 推測されます。これは推測ではないか、と思われるかもしれませんが、地名について調べ
24 てみると、柳ヶ瀬のあたりに昔、雁ヶ谷という駅がありました。そこからここを雁が通
25 っていたのではないかと推測されます。もう一つは勝山のあたりに雁ヶ原という地名が
26 あります。山の中ではありますが、立体視して見ると、確かに通りやすそうな道があり
27 ます。そう考えるとこの二つのルートは渡り鳥が利用する可能性があるという事がわか
28 ります。このルートに事業計画地を追記すると、まさにルートと重なっているという状
29 況です。これは恣意的に置いたものではなく、本当に驚いています。なお、これは地名辞
30 典で調べてみた結果で、他の所を隠したりしているわけではありません。

31 次の写真は、福井県側から琵琶湖を見たものです。福井県の九頭竜川の支流である日野
32 川を上がって行って、事業地付近を越えなければいけません。ここに風車が建つこと
33 になり、かなり心配な状況です。みなさんが通ってきた道路の真ん中に突然構造物が置
34 かれるようなものです。鳥は何も言えませんが、大丈夫なのか、ということを僕たちが
35 見なければなりません。

36 準備書には「ガン・カモ・ハクチョウ類の主な渡り経路には該当していないものと推察

1 され、移動経路の遮断・阻害に係る影響は小さいものと予測する」と書かれていました。
2 これに対して「コハクチョウやガンなど、琵琶湖とシベリアを結ぶ渡り鳥の飛行経路にあ
3 たる」と意見を出してくださった方がいました。しかし、見解書では「確認されなかった
4 のですが」と記載されたのみで、何も変わっていない状況です。私は準備書に書かれてい
5 る調査内容も確認しました。「渡り鳥の定点観察調査」、「2年間の猛禽調査時の渡り鳥の
6 確認」、「ICレコーダーによる録音調査」、「文献調査」と記載されていましたが、これは
7 ずっと行われているわけではなく、限られた箇所、日数で行われているものです。渡り鳥
8 がどこを通っているか把握することはとても難しい話で、ヒシクイは夜も飛びますし、例
9 えば福井から琵琶湖に毎日飛んできているかというところとそうではありません。例えば、雪が
10 しっかり降った時に一斉に飛んできたりします。また風向きによってルートも変わるで
11 しょう。文献調査に関しても、私が所有しているガン類に関する文献は挙がっていなかつ
12 たので、細かい調査は行われていないと思います。そのようなことを踏まえたうえで、影
13 響は小さいものと予測することは妥当ではない、ということを私の経験と知見上から考
14 えています。

15 琵琶湖がガンカモ類にとって重要な渡来地であると、他のガンカモ類もかなり近いと
16 ころを通っているのではないかと思いますので、それらに関して、「ここを通っていた
17 ので、ここは通っていませんでした」というのがあれば確実ですが、「ここにいなかった」
18 という点では論点にならないと思います。そのため本来であればもっと調査をすべき
19 です。最近ですといろいろな調査方法があつて、例えば鳥に負担をかけてしまうが、首の
20 ところに電波発信器を付ける方法もあります。いろいろな方法があるので、調査方法を検
21 討して詳細にやっていく必要があるのではないかと思います。

22 長浜市は脱炭素に向かって施策を進めています。脱炭素を進めるにも生物多様性と
23 両立する必要があり、再エネ事業をやってはいけない場所、やっては良い場所というのを
24 確認するためにも、このような基礎調査は必要だと思っています。また湖北野鳥センター、
25 琵琶湖水鳥・湿地センターなどの施設は非常に貴重ですので、その人材や情報をしっか
26 り活用していただきたいと思っています。

27 これは事例ですが、鹿児島島の長島というところに行った時に、鳥のルートに配慮し、風
28 車が建っている事例がありました。「ツルの渡りのルートがここにあるから風車がたてら
29 れませんよ、ということがホームページで明示されているために、別の所に風車を建てて
30 いる」という話を地元の方から聞きました。このように鳥のルートに配慮して長島町は再
31 エネのゾーニングをやっているということです。このようなことが必要ではないかとい
32 うことです。以上が鳥の道に関することでした。

33 2点目は住民自治、地域自治に関してということになります。私自身、京都での地球温
34 暖化防止会議に駆け付けたほど、気候変動のことには関心があります。自然エネルギーに
35 関しても進めていくべきと感じていますが、その進め方が今の状況では杜撰だ、という
36 ことです。自然エネルギーは地域の固有資源である、というのは全国に先駆けて制定され

1 た湖南省のエネルギー条例の理念で書かれていることです。基本的に自然エネルギーを
2 どう活用するのかは、住民が主体となって進めていくべきものだと私は考えています。公
3 共財であると思います。例えば経済に係わる話ですが、風力発電が出来たら地代が入って
4 くる、というイメージがあるかと思いますが、それは事業の中で出てくるお金のほんの一
5 部です。事業をされていればわかると思うが、地代は一部にすぎません。工事を請け負っ
6 たりするほうが大きなお金になるし、一番大きいのは出資している人です。これは洋上風
7 力に関係する研究ですが、地元出資が0%と100%では経済効果が10倍違います。今の
8 構造は地元出資が0%だと思うので、そこから出てくる利益は事業者や出資者に流れ、一
9 部だけが地域に落ちるということです。もしこれを地元でやれば、もっと大きな経済効果
10 が出るし、逆に言えば39基の10分の1の風車で同じ利益を生み出せるということにな
11 ります。こういうことに関しても地元でも議論がされていないと思います。

12 出資のことについては、見解書に「パターンエナジーが44%の出資をしていることに
13 危うさを感じる」と意見がありました。会社のことに関してですが、それに対して「出資
14 比率は公開しておりません」ということで、会社に入った利益がどうなるかはわからない
15 ということです。収益予測について明らかになっていないし、地域にどうまわしていくの
16 かも明らかにされていない。先ほどからご指摘がある通り、環境影響が発生した時にどう
17 対応するのか。その決定プロセスに地権者以外の地域住民が参画する機会が与えられて
18 いない。事業の大きさに反してこんなことでいいのか、と言わざるを得ません。

19 そのため結論として、開かれた対話、情報公開、あるいは学習、調査をやるべきだし、
20 事業者はそれに協力すべきだ、ということになります。この事業は物理的にも社会的にも
21 影響が大きく公共性が高い。しかし、事業者の自然や地域社会についての知見が限定的で
22 ある。事業者の担当者とも話をしているが、やはりもう少し理解をしていただきたいと思
23 うことがたくさんあります。それから先ほどお話しした基本的な知識でさえ住民の方に
24 知られていません。このような知見や経験の格差がある中で物事が進んでいくことが問
25 題である。それは逆に不振を招くことになる。ガンカモ類がどこを飛行しているのかを含
26 めて、未知なことが多い。そのような中で公共性を担保するには、事業者と住民の対話や
27 住民同士で学んでいただくこと、行政や事業者の方にも学んでいただくこと、そして、事
28 業者の積極的な情報公開が事業の計画段階から、そして事業を進めることになった場合、
29 事業中においても必要と考えます。

30 事業者は住民への積極的な情報公開と対話を行うことが必要だということで、説明会
31 の際に対話に応じるとも言っているのです、やってくださいね、ということですし、行政や
32 議会にもお願いをしたい、住民自治として住民との対話、住民同士が学習していくこと
33 について、県としてもサポートいただきたいと思います。

34
35 【以上】